

セルフメデイケーション税制 (医療費控除の特例)について



● 木村 隆次 ●
一般社団法人
青森県薬剤師会会長
公益社団法人 青森県介護
支援専門員協会 副会長

正式名称は、「セルフメデイケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除」。
セルフメデイケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品)のうち、医療用から転用された医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。
健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている納税者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に「特定」一般用医薬品等購入費を自分と同一家計の家族分を合わせて対象となるOTC医薬品の年間購入額が「1万2000円を超えた人」は「一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができます。これをセルフメデイケーション税制といいます。
※セルフメデイケーションは、WHO(世界保健機関)において「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

【特定一般用医薬品等 購入費とは】

医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局・ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

【適用を受けられる 納税者は】

セルフメデイケーション税制の適用を受けようとする年分に健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている居住者が対象とな

ります。

具体的には、次の取組が、「一定の取組」に該当します。

1. 保険者(健康保険組合、市町村国保等)が実施する健康診査【人間ドッグ、各種健康(検)診等】

2. 市町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】

3. 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】

4. 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】

5. 特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導

6. 市町村が健康増進事業

として実施するがん検診

なお、申告される方と生計を一にする配偶者その他の親族が「一定の取組」を行っていることは、要件とされていません。

※注意/セルフメデイケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

【対象となる特定の成分を 含んだOTC医薬品とは?】

スイッチOTC医薬品の成分数は平成29年1月13日時点で

83あります。

厚生労働省のWebサイトに掲載されている医薬品(8/18現在、1636品目)が対象となります。

対象となる医薬品の薬効の例:かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付(ちようふ)薬

(注)上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありません。

なお、対象となるOTC医薬品のパッケージに共通識別マークが入っています。



【いくら税金が戻ってくるの?】

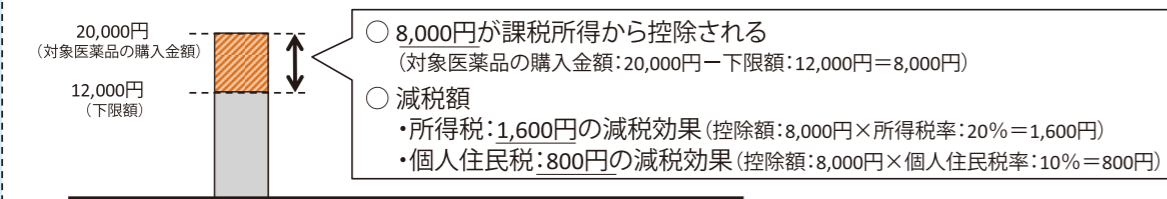
制度の内容

■対象となる医薬品(医療用から転用された医薬品:スイッチOTC薬品)について

- スイッチOTC医薬品の成分数:83(平成29年1月13日時点)
- ー対象となる医薬品の薬効の例:かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
- (注)上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

○課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



例えば所得税率が20%の申告者が年間5万円分を購入した場合は(5万円-1万2,000円)×20%=7,600円が戻ってきます。

加えて、翌年度の住民税(地方税)分として(5万円-1万2,000円)×個人住民税率10%=3,800円が減額されます。

※10万円の購入、すなわち8万8,000円の所得控除が上限になります。